

地域計画

策定年月日	令和6年1月15日
更新年月日	()
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	津市 (242012)
地域名 (地域内農業集落名)	林地区 (林町、殿町、川原)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	41.9 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	39.8 ha
② 田の面積	38.3 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	3.6 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	7.3 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	3.0 ha
(参考) 区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	20.3 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	6.6 ha
(備考)	

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

<p>当地区は中山間地域のため傾斜地が多く、獣害の被害が問題となっている。地区内の集落営農組織が法人化し、農地の集積、集約化を進め生産性の向上に努めている。また、過去に圃場整備が進められてこなかったことから細かい農地が多く、畔の草刈り、給水、排水等において不便な場所が多く存在する。</p>

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

<p>現在行っている水稻及び麦を中心に生産を続け、中心経営体が中心となり地域と一体となって集落内の農地を維持管理していく。</p>

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
耕作の継続が困難となった農地については営農組合法人や担い手の可能な範囲で農地の集積・集約化を進めていく。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	32 %	将来の目標とする集積率	60 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
地区内の農地利用は、中心経営体である営農組合法人及び認定農業者が担うほか、入作を希望する認定農業者や新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
貸付け等の意向が確認された農地は、農地所有者の意向も考慮した上で、中心経営体に集積・集約化する。
(2)農地中間管理機構の活用方法
経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、地域計画の見直しを行い、農地中間管理機構を通じて他の中心経営体への貸し付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、地区内において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
認定農業者や新規就農者の確保に努め、市・県・JAと相談体制を確立し、農地の斡旋や技術的指導の支援を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組
集落営農法人で実施できる作業はまとめて行い合理化を図っていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	
【選択した上記の取組内容】				
① 鳥獣被害防止対策の取組方針 令和元年度より「林獣害対策協議会」を立ち上げ、電柵の設置や点検、獣害の捕獲、追い払い等に積極的に取り組んでいる。今後も協議会の活動を継続し、鳥獣被害防止対策に取り組んでいく。				
③ スマート農業の取組方針 集落営農法人でハウス施設に自動灌水装置を整備し作業の自動化を進めている。今後もスマート農業の導入により人材不足の状況下でも効率的に業務ができるよう取り組んでいく。				
⑦ 災害対策への取組方針 風水害の被害防止のため、水路の補修、農道の整備などに取り組む。				
⑧ 農業用施設の取組方針 集落営農法人で乾燥施設の整備を進め、地区内の農家が低コストで利用できる環境を整備していく。また育苗ハウスの増設にも取り組む。				

